

産業廃棄物処理計画書

2023年 6月 30日

札幌市長

秋元 克広 殿

提出者

住 所 札幌市東区北19条東1丁目1番1号

氏 名 株式会社 中山組

代表取締役社長 中山 茂

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 011-741-7111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 中山組 札幌本社 札幌市内の作業所
事業場の所在地	札幌市東区北19条東1丁目1番1号 札幌市内
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	建設業 総合工事業
②事業の規模	売上高：27,000百万円、資本金：100百万円
③従業員数	253名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	がれき類→収集運搬業者に委託→中間処理業者に委託し再生骨材として再資源化 ガラス陶磁器類→収集運搬業者に委託→最終処分業者に委託し埋立て 廃プラスチック類→収集運搬業者に委託→中間処理業者に委託し再資源化 木くず→収集運搬業者に委託→中間処理業者に委託しチップとして再資源化 金属くず→収集運搬業者に委託→中間処理業者に委託し再資源化 紙くず→収集運搬業者に委託→中間処理業者に委託し再資源化 繊維くず→収集運搬業者に委託→中間処理業者に委託し再資源化及び埋立て 管理型混合廃棄物→収集運搬業者に委託→中間処理業者に委託し再資源化及び埋立て 安定型混合廃棄物→収集運搬業者に委託→最終処理業者に委託し埋立て 建設汚泥→収集運搬業者に委託→中間処理業者に委託し埋戻し材料等に再資源化 廃石膏ボード→収集運搬業者に委託→中間処理業者に委託し再資源化 鉱さい→収集運搬業者に委託→最終処分業者に委託し埋立て 廃油→収集運搬業者に委託→中間処理業者に委託し再資源化又は最終処分業者に委託し埋立て 石綿含有廃棄物→収集運搬業者に委託→最終処分業者に委託し埋立て

(日本工業規格

A列4番



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（4年度）実績】 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・混合廃棄物処理を種類毎のかごを設置し分別収集に努める。 ・再生利用者へ委託処理する。		
②計画	【目標】 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・産業廃棄物の排出量を現状維持もしくは減量化となるよう努める。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・混合廃棄物処理を種類毎のかごを設置し分別収集に努める。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・産業廃棄物の排出量を現状維持もしくは減量化となるよう努める。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（4年度）実績】 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（4年度）実績】 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（4年度）実績】 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（4年度）実績】 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・リサイクル率の高い処理業者を優先し委託先とする。 ・優良認定処理業者を委託先とするよう検討する。 ・電子マニフェストの利用を促進する。		

②計画	【目標】 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・産業廃棄物の排出量を現状維持もしくは減量化となるよう努める。		
※事務処理欄			

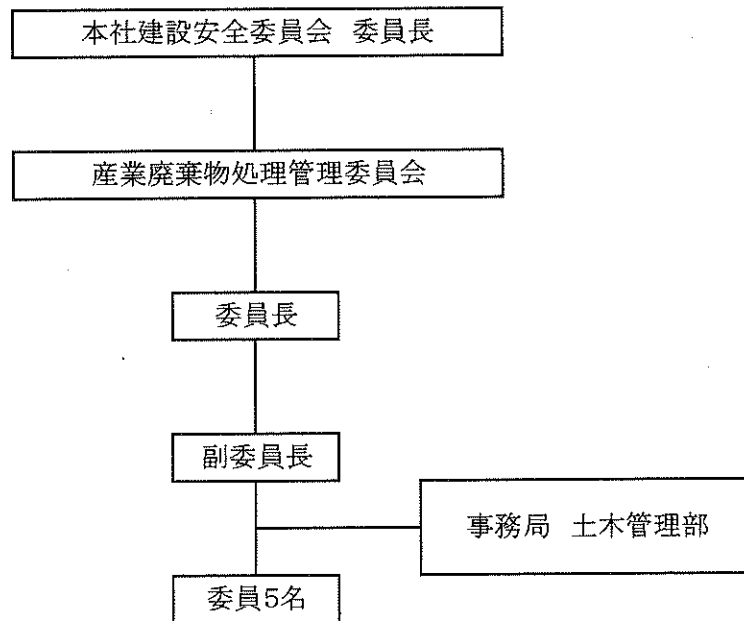
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の処理に冠する管理体制

統括責任者	所属:㈱中山組 札幌本社	建設安全委員会 委員長:専務執行役員
廃棄物担当	産業廃棄物処理委員会 委員長:専務取締役 組織人数7名他、土木管理部1名	
役割	廃棄物処理管理 担当部	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理に関する検討 廃棄物処理方法の検討、本工事施工方法の検討 廃棄物発生の抑制、再生利用・中間処理・適正処理の推進 土木事業部 部長 建築事業部 部長
	廃棄物処理 統括責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理方針の策定 ・委託契約の締結 ・廃棄物処理方法の決定・承認
	廃棄物処理担当課長及び 作業所所長	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理計画の作成 ・廃棄物処理管理 ・委託業者選定・委託契約書作成 ・収集運搬・処理の確認 ・現場従事者への教育・施工確認 ・産業廃棄物の処理実績・管理票の集計 ・多量排出事業者の報告(実施・計画) ・その他産業廃棄物処理に関する事項全般

管理体制図



㈱ 中山組 産業廃棄物処理について

会社概要

名称 : 株式会社 中山組

業種 : 総合建設業

(1) 方針

株式会社 中山組の産業廃棄物処理についての方針を下記に示す。

環境方針

建設業としての事業活動が、環境と調和した持続可能な循環型社会を目指した活動を推進する。

1. 建設工事から生じる環境への影響を的確に捉え、環境保全活動の継続的な改善に努める。
2. 環境に関連する法規則、同意事項、協定等の要求事項を確実に順守し、地域社会との協調に努める。
3. 環境目的・目標を定め、環境への負荷を低減し、環境汚染防止に努める。
 - ①削減・省資源化・再使用・再資源化を推進する。
 - ②地球温暖化防止を推進する。
 - ③周辺環境・生活環境の確保に努める。

(2) 産業廃棄物処理の処理に関する管理体制

株式会社 中山組の産業廃棄物処理の処理に関する管理体制を示す。

この管理体制により、産業廃棄物の発生・排出抑制、再生利用、適正処理等に取り組む。

尚、工事における廃棄物処理責任者を作業所長、社内における廃棄物処理責任者を事業部本長とする。

(3) 廃棄物の発生・排出抑制

作業所所長は、「施工計画書」に廃棄物の発生・排出抑制に関する計画を策定し、実施する。

尚、計画の際は、下記の事項について考慮する。

- ・ 廃棄物の発生抑制工法の検討
- ・ 資材の抑制についての搬入計画
- ・ 梱包材の簡略化

(4) 廃棄物の分別

作業所所長は、廃棄物の受入施設の条件を考慮し、リサイクルのため・適正処理のための分別方法を計画し実施する。

- ・ 建設業廃棄物と非廃棄物（建設発生土・有価物）
- ・ 一般廃棄物と産業廃棄物
- ・ 安定型処分場で処理できるものと安定型処分場で処理できないもの。

(5) 産業廃棄物の保管

作業所所長は、計画した分別方法に基づき保管場所を定め、表示（掲示板）のある保管施設で適切に保管する。

尚、表示は縦及び横それぞれ 60 cm以上の掲示板とし、下記の内容について記載する。

- ・保管の場所である旨
- ・廃棄物の種類
- ・保管場所の責任者の氏名又は名称、連絡先
- ・積み上げることが出来る高さ等（屋外で容器を用いない場合）

(6) 産業廃棄物の再生利用

作業所所長は、設計図書に記載事項を確認し、再生資源の積極的活用に努める。

作業所所長は、下記に示す規模以上の工事において、該当する計画書を作成する。

再生資源利用計画書	再生資源利用促進計画書
<p>搬入量</p> <ul style="list-style-type: none"> ①土砂：1000m³以上 ②碎石：500 t以上 ③加熱アスファルト混合物：200 t以上 <p>のいずれかに該当する場合</p>	<p>搬出量</p> <ul style="list-style-type: none"> ①建設発生土：1000m³以上 ②コンクリート塊 アスファルト・コンクリート塊 建設発生木材の合計：200 t以上 <p>のいずれかに該当する場合</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・再生資源 <ul style="list-style-type: none"> ①資材ごとの利用量 ②利用量のうち、再生資源の種類ごとの利用量 ③その他、再生資源の利用に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・再生資源利用促進計画書を作成 <ul style="list-style-type: none"> ①指定副産物ごとの搬出量 ②指定副産物ごとの再資源施設または他現場への搬出量 ③その他、指定副産物に係る再生資源利用促進に関する事項
<ul style="list-style-type: none"> ・計画の実施状況を記録 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画書・記録を工事竣工後1年間保管

(7) 産業廃棄物の処理

作業所所長は、産業廃棄物を適正に処理するため、委託内容に応じて廃棄物処理法による許可を得た収集運搬業者と処分業者にそれぞれ委託（または環境省令で定める者に委託）する。

委託契約書は、「建設廃棄物処理委託契約書様式及び記入例」等の活用により、記入漏れがないかを確認する。

尚、契約の締結に際しては、「建設廃棄物委託契約書」確認書を使用し、以下の内容に従う。

「建設廃棄物処理委託契約書」全般について

- ・「建設廃棄物処理委託契約書」の事業者（甲）の表記は、土木工事・建築工事とも全社事業本部長印とする。
- ・「建設廃棄物処理委託契約書」は、「建設廃棄物委託契約書」捺印簿を使用し、部署担当者の確認後、事業本部長印を押印し、選定した委託業者と取り交わしを行う（二者契約）。
- ・業者選定にあたっては、作業所所長が業者の情報を収集し、適正な処理ができる許可業者を選定する。
- ・「建設廃棄物処理委託契約書」は、甲、乙または丙が各々記名押印のうえ1部作成し、甲は本書を保管（契約終了の日から5年間保存）し、乙又は丙は各々写しを保管する。

作業所所長は、委託契約書の内容に基づき産業廃棄物が適正に処理されたことを確認するため、「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」を使用して廃棄物の移動、処理状況を管理する。

作業所所長は、「建設廃棄物処理委託契約書」・「建設廃棄物処理委託契約書」確認書・「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」を工事終了後に土木部又は建築部に提出し、土木部又は建築部で5年間保管する。

(8) 多量排出事業者制度への対応

前年度の産業廃棄物の発生量が1000t以上、または特別管理産業廃棄物の発生量が50t以上（「区域内」（都道府県若しくは保健所を設置する市）の工事作業所の発生数量を合計）の場合、本支店毎に発生数量を報告する。

1) 処理計画の作成・提出

当該年度の6月30日までに「産業廃棄物処理計画書」（「特別管理産業廃棄物処理計画書」）を本支店の事業部担当者が都道府県知事（または保健所を設置する市の長）に提出する。

2) 実施状況の報告

前年度作成の処理計画の実施状況については、翌年度の6月30日までに「産業廃棄物処理計画書」（「特別管理産業廃棄物処理計画書」）を本支店の事業部担当者が都道府県知事（または保健所を設置する市の長）に提出する。

3) 産業廃棄物処理実績の集計

①事業部担当者は、所定の書式に数量を記入し、必要な書類を取りまとめ、事業本部長の確認後、期日までに所定の届出先に提出する。

(9) 産業廃棄物管理票の交付状況報告への対応

1) 交付状況の報告

管理票交付者は、その年の3月31日以前の1年間において交付した管理票の交付等の状況について「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を作成し、毎年6月30日までに本支店の事業部担当者が都道府県知事（または保健所を設置する市の長）に提出する。

2) 産業廃棄物管理票の交付状況の集計

①事業部担当者は、所定の書式に数量を記入し、必要な書類を取りまとめ、事業本部長の確認後、期日までに所定の届出先に提出する。

別紙

対象地域(札幌市)令和5年6月30日 報告分

現状【令和4年度 実績】

対象期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日

	単位	建設 汚泥	廃油	廃プラス チック	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず	鉛さい	ガラス・陶 磁器くず	廃石膏 ボード	混合 廃棄物 (安定型)	混合 廃棄物 (管理型)	がれき類	その他	水銀使用 廃棄物	石綿含有 廃棄物	合計
排出量	t	1,239,860	11,260	317,245	117,440	322,600	21,420	222,848	0.000	32,500	109,160	40,340	63,334	5,561,688	0.480	0.004	1,230	8,061,429
自ら再生利用を 行った産業廃棄物 の量	t	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
自ら熱回収を行っ た産業廃棄物の量	t	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
自ら中間処理によ り減量した廃棄物 の量	t	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を 行った産業廃棄物 の量	t	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
優良認定処理業者 への処理委託量	t	11,280	3,160	195,365	85,920	167,295	0.000	185,413	0.000	11,000	102,620	38,266	51,614	1,580,848	0.480	0.004	0.000	2,413,265
再生利用業者への 処分委託量	t	824,720	11,260	298,720	117,440	321,650	21,420	217,899	0.000	0.000	99,780	0.000	0.000	5,551,988	0.480	0.004	0.000	7,465,321
認定熱回収業者へ の委託処理量	t	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
認定熱回収業者以 外の熱回収を行っ た業者への処理委託 量	t	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
全委託処理量	t	1,239,860	11,260	317,245	117,440	322,600	21,420	222,848	0.000	32,500	109,160	40,340	63,334	5,561,688	0.480	0.004	1,230	8,061,429

計画(見込み)

【令和5年度 目標】

対象期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日

	単位	建設 汚泥	廃油	廃プラス チック	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず	鉛さい	ガラス・陶 磁器くず	廃石膏 ボード	混合 廃棄物 (安定型)	混合 廃棄物 (管理型)	がれき類	その他	水銀使用 廃棄物	石綿含有 廃棄物	合計
排出量	t	200,000	10,000	300,000	100,000	300,000	20,000	200,000	0.000	30,000	100,000	50,000	50,000	5,500,000	1.000	0.500	10,000	6,871,500
自ら再生利用を 行った産業廃棄物 の量	t	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
自ら熱回収を行っ た産業廃棄物の量	t	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
自ら中間処理によ り減量した廃棄物 の量	t	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を 行った産業廃棄物 の量	t	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
優良認定処理業者 への処理委託量	t	20,000	5,000	200,000	60,000	150,000	5,000	160,000	0.000	20,000	80,000	40,000	40,000	1,500,000	1.000	0.500	0.000	2,281,500
再生利用業者への 処分委託量	t	150,000	5,000	280,000	90,000	250,000	15,000	190,000	0.000	0.000	80,000	0.000	0.000	5,500,000	1.000	0.500	0.000	6,581,500
認定熱回収業者へ の委託処理量	t	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
認定熱回収業者以 外の熱回収を行っ た業者への処理委託 量	t	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
全委託処理量	t	200,000	10,000	300,000	100,000	300,000	20,000	200,000	0.000	30,000	100,000	50,000	50,000	5,500,000	1.000	0.500	10,000	6,871,500